

資料**戒能通孝公述人の自民党改憲策動批判**

(第 024 回国会 1956 年 3 月 16 日・内閣委員会公聴会議事録から抜粋)

第一に、…内閣法第五条には「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出」するというふうにありますて、どこにも憲法改正案の提出という問題は書いてございません。…内閣に憲法改正案の提出権がないということは、内閣が憲法を忠実に実行すべき機関である、憲法を否定したり、あるいはまた批判したりすべき機関ではないという趣旨を表わしているのだと思うのであります。…憲法の改正を論議するのは、本来国民であります。内閣が国民を指導して憲法改正を全図するということは、むしろ憲法が禁じているところである…。この法案が、憲法調査会を内閣に置いて、日本国憲法を検討させるということは、純粋の法理論の立場から見ましても、はなはだ賛成できない…。内閣は、決して国権の最高機関ではございません。従って国権の最高機関でないものが、自分のよって立つておるところの憲法を批判したり否定したりするということは、矛盾でございます。

第二に、内閣総理大臣以下の各國務大臣は、いずれも憲法自身によって…憲法を擁護すべきところの法律上の義務が、憲法自身によって課せられているのでございます。…内閣がこのような義務を負いながら、現在の憲法を改正するということを前提とするような憲法調査会を置くというのは、間違った考え方ではないかと思います。もし、この憲法調査会が置かれた結果といたしまして、…内閣が希望するような憲法の改正を行うとすれば、結局内閣そのものが憲法そのものに手を触れることになってしまうのではないか、内閣が国民を動かして憲法改正を指導する結果になってしまふのではないかというふうに感ずるわけであります。憲法の改正は、…国民自身が行うべきものである…。従って、…この法案は、趣旨自身が間違つておるのではないかというふうに感じているわけでございます。

第三に、…すでに元の自由党の岸信介氏を主任者としましての改正案要綱のような、試案のようなものが発表され、…公けにされているわけでございまして、これとこの憲法調査会法案との間が全然無関係でない…。いずれも単に憲法の立法技術的な改正のみにとどまりません。憲法の根本に触れるような改正を企図している…。しかも…、国民の主権をどうするか、…という問題が、第一に出て参ります。…多くの憲法学者の通説によりますと…、主権の所在、つまり政治的な組織を決定する権限の所在の移行は、…憲法の改正という観念ではなくて、むしろ革命とか反革命とかいうような観念であるというように説明している…。…政党は、革命をやろうと反革命をやろうと、…自由でございましょう。特にそれを憲法上の手続でやろうということになるならば、これは自由でございましょう。しかし、それを調査すべきものは政党自身でございまして、決して内閣ではない。内閣は、主権の所在点を変更するような改正案を企図すべき立場にはいない…。主権の所在というものを規定する出発点と同様に、…いわゆる基本的人権…、つまり法律によつても制限できないところの思想の自由、言論の自由、表現の自由、結社の自由というものを認めなければ、政治体制の決定権が国民にあるとは申せない…。従って、主権の所在…は、当然基本的人権の問題につながっていく…。…法律の監視の中での言論の自由、思想の自由というものを認めることになりますと、やはり憲法の改正ではなくして、むしろ革命ないし反革命ということにならざるを得ない…。今まで発表された各種の試案によりますと、言論の自由やおそらく思想の自由を含めてまでも、法律によつても制限できるという案が出てきている…。この案を前提とするような改正論…は、おそらく内閣のもとに置かれるところの憲法調査会の権限をはるかに越える…。

さらに日本国憲法というものは、非常に基本的な一つの政策…を持っております。…戦争をしないとい

う政策でございます。またこの基本的政策があればこそ、他方におきまして社会保障、…健康にして文化的な生活の保障というものができる…。戦争することを前提としたら、…健康にして文化的な生活の保障というふうなことは、言えなくな（る。それは）現在の憲法が持つておる基本政策を変え…、憲法の改正ではなくて、やはり変革なんだ。従って、これは内閣の所管事項からはずれる。…すでに内閣総理大臣も、国会の中などで、しばしばはつきり言っておられる…。憲法を変えたい、…その…内容は、軍備を持つんだということ…あります。このことは、すでに内閣が、この調査会の人選に当たりましても、クリーン・ハンドでなくなっている…ということじゃなかろうかと思うのであります。すでに…一つの方向がある、その方向に合致するような委員の選出をすることを前提としているんじゃなかろうか…。従って、内閣に憲法調査会委員を置きましても、それは決して公正で、客観的で…はなくて、…現在の憲法調査会法案というものは、それ自身すでにクリーン・ハンドでなくなっていると感ぜられるわけでございます。

第四番目に、憲法を改正するとかしないとかいうふうな調査の仕事をするにつきまして、現在の時期ははなはだ適切でない…。…日本の現在の状態は、決して独立した状態ではないからであります。…自由党の方がおっしゃったのを、私自身がはつきり聞いたのでございます。しかもそれは、国外に行かれて、外国の総理大臣の前で言われたこと…でございます。一昨年…、私中国に参りました、議員団の方と一緒に、総理大臣の周恩来氏と会見した…。…その席上で、当時自由党に所属（の）山口喜久一郎氏が、このように言っておられます。「…中日両国が仲よく手をつながねばならぬことは、だれしも一致した考えであります。これがどうして早くその希望を達しないかということは、いろいろ故障がありますが、今後は、これを一日も早く取り除いていかねばならぬと、私は国会議員として考えております。…アメリカと日本とは戦勝国と戦敗国の立場にあることは御存じの通りです。ここに中国側よりも日本政府もしくは日本人側に困難があるということを御了解いただきたい」。…これを受けまして周恩来氏は、次のように申しました。「中国人民は日本政府と平和関係を求めています。しかし政府はわれわれを承認しない。この困難の根本原因は、ただし日本政府にあるのではなく、その頭の上に一人の太上皇帝がいるからだと思います。すなわちアメリカがおるからだと思います。…これがわれわれと日本との関係を妨げておるものである」。…当時の自由党並びに改進党の議員は、何ら反駁されておりませんでした。ということは、結果において見ますと、現在の日本が…独立したような形をとっておりますけれども、実際におきまして、独立の状態に達していないということを意味しておると思う。…いかにして独立するかが第一であります、憲法の改正はその次の問題であるということにならざるを得ない…。

憲法調査会法案というふうなことは、現在の国内の政治情勢から申しましても、はなはだ不当のように感じております。というのは、明日あたり小選挙区法が出るということでございます。…自民党案として前に発表された小選挙区の区割り制度がもし実現されるということになりますと、社会党、共産党、労農党は、…確実にとれる議席はせいぜい五、六十…まかり間違うと五百票とか千票足りなくて落選をして、ほんとうに確実にとれるのは十人前後かもしれない…。一方におきまして…二千万票の投票で、しかも議席が四百五十だ、四百九十だというふうになって参りました、しかもその国会の多数で憲法の改正が押し切られてしまうということになって参りますと、一体議会制度に対する国民の信頼というものはどうなるでございましょうか。…国内の相互的対立が非常に激化することになるのではなかろうか…。従って、かりに小選挙区制度がとられた結果として、投票と議席のアンバランスが消えるために少くともその間の調整のできるまでというものは、憲法の改正に手をつけないという立場をとるべきではないかと思うのでございます。…この憲法調査会法案が否決されることを非常に希望しておるわけであります。（拍手）